

保存期間10年

生総発第463号

令和5年3月24日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例の一部改正について

この度、茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（平成28年条例第57号。以下「条例」という。）の一部が改正され、令和5年5月1日から施行されることとなった。

条例の改正の趣旨及び概要については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行（令和5年1月1日施行）により、自動車検査証が電子化され、これまで自動車検査証の券面に記載されていた「所有者の氏名」が券面に記載されず、ICタグに記録されることとなったことに伴い、条例の一部を改めるもの。

2 条例にかかる改正の概要

(1) 第4条第3項及び第10条第3号

「自動車検査証等に所有者として記載された者」を「自動車検査証等に所有者として記録され、又は記載された者」に改めた。

(2) 第4条第1項及び第10条第2号

ヤード内自動車解体者がヤード内自動車解体に係る自動車を引き取ろうとする場合には、提示を受けた自動車検査証等に所有者として記録され、又は記載された者を確認しなければならないことを明記した。

3 施行日

令和5年5月1日